

2 日中活動系サービス

この章では日中活動系サービスの事業所リストを掲載しています。

本章以下の定員の項目において、「主」は「主たる事業所」、「従」は「従たる事業所」を指します。

「主たる事業所」とは、①一つの設置者が一つの日中活動系事業所しか持たない場合にはその事業所を、また、②一つの設置者が複数の日中活動系事業所を持つ場合にはそれらのうち中心的な位置づけを与えられた事業所を指します。

「従たる事業所」とは、いわゆる分場のことで、一つの設置者が複数の日中活動系事業所を持つ場合で、それらのうち中心的な位置づけを与えられた事業所以外の事業所を指します。

(1) 短期入所

短期入所は、居宅で介護等を行う人が疾病等で介護ができない場合に、障害者を障害者支援施設等に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護を提供するサービスです。

原則として、連続30日以内、年間180日以内の利用となります。

(2) 療養介護

療養介護は、主に昼間に病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護等を提供するサービスです。

利用者としては、医療的ケア、常時介護が必要であって、筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6の方、または筋ジストロフィー患者、重度心身障害者である障害支援区分5以上の方です。利用期間の制限はありません。

(3) 生活介護

生活介護は、主に昼間に障害者支援施設等において、入浴、排せつ、創作的活動又は生産活動の機会等を提供するサービスです。利用者としては、常時介護が必要な方で、障害支援区分3(施設入所は障害支援区分4)以上、また50歳以上の障害者の場合には障害支援区分2(施設入所は障害支援区分3)以上の方が対象となっています。利用期間の制限はありません。